

平成17年1月28日

(財)自動車リサイクル促進センター理事長 殿
(資金管理法、指定再資源化機関、情報管理センター)

国土交通省自動車技術安全部
環境課長
技術企画課長
整備課長

自動車リサイクル料金の預託等に関する要望等について

自動車リサイクル料金の預託等に関する下記要望・質問等について、2月4日までに文書により回答方お願い致します。

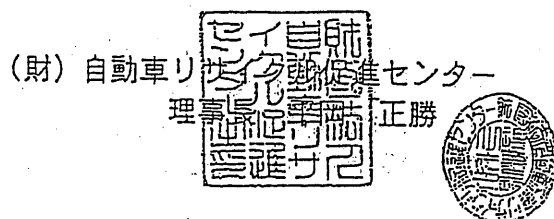
記

1. リサイクル料金預託等に関する問い合わせ先として、自動車リサイクルシステムコンタクトセンターを設置されているが、同コンタクトセンターに電話してもつながらないとの苦情が運輸支局、整備振興会等に多く寄せられ、通常業務に支障が生じている状況にあるので、早急に電話の増設等適切な措置を講じられたい。
2. 既に確認しているとおり、災害等によりリサイクルシステムに障害が生じた場合においても、検査・登録の申請日に処理することとし、この場合においても申請者（整備事業者等の代理人を含む。）を2時間以上待たせることのないよう適切な措置を講じられたい。
3. リサイクルシステム登録事業者によるリサイクル料金の預託については、1月中は、リサイクルシステムの稼働時間が18時までとなっているが、業務処理の迅速化のため、稼働時間を延長されたい。
また、2月以降もシステム（練習システム含む）の稼働時間は、20時までとなっているが、業務処理の迅速化及び習熟者の増加のためにも、稼働時間を延長されたい。

4. 個人輸入車の登録台数が多い運輸支局、検査登録事務所等の近傍団体の対応窓口にも、リサイクル料金預託等に関する苦情、相談に対応するための業務に精通した貴センターの職員を配置することとなっていることから、当方と十分調整の上、必要な措置を講じられたい。
5. リサイクルシステム登録事業者がリサイクルシステムを用いて預託申請を行う際に、引取時預託と車検時預託の操作を間違えた場合、訂正するためには、リサイクルセンターに電話することとなっているが電話が繋がりにくいいため、迅速な修正が行われるよう措置を講じられたい。
また、リサイクルシステム登録事業者のコンタクトセンターへの問い合わせは、現在電話のみとなっているが、FAX、メールでの問い合わせ方法も可能となるよう措置されたい。
6. 駐留軍の軍人・軍属等に対するリサイクル料金の預託の必要性、預託方法等については、トラブル等が発生することがないように特に念入りに周知されたい。なお、これまで実施した周知方法等について教示願いたい。

平成17年2月3日

国土交通省自動車技術安全部
環境課長
技術企画課長
整備課長 殿



自動車リサイクル料金の預託等に関するご要望等に対するご回答

日頃より大変お世話になっております。

平成17年1月28日付けで御省より頂きました「自動車リサイクル料金の預託等に関する要望等について」に関し、下記の通りにご回答させていただきますので、よろしくご査収・ご理解頂くようお願い申し上げます。

記

1. リサイクル料金預託等に関する問い合わせ先として、自動車リサイクルシステムコンタクトセンターを設置されているが、同コンタクトセンターに電話してもつながらないとの苦情が運輸支局、整備振興会等に多く寄せられ、通常業務に支障が生じている状況であるので、早急に電話の増設等適切な措置を講じられたい。

(回答)

1. 自動車リサイクルシステムコンタクトセンター（コールセンター）に関しては、自動車リサイクル法が本格施行される今年1月以降事業者の皆様方からのお問い合わせが増加することを想定し、今年1月より対応するオペレーターを大幅増員させて頂いております。
2. しかしながら、当初の想定以上に事業者の皆様方からのお問い合わせが増加しており、現在自動車リサイクルシステムコンタクトセンターに電話がつながりにくくなっている状況が発生していると認識しております。
運輸支局、整備振興会等に苦情が多く寄せられているとのこと、ご迷惑をおかけしまして大変申し訳ありません。
3. こうした事態を緩和するためには、まず事業者の皆様方に基本的な制度・実務をよりご理解頂くことで基本的な事項に関するお問い合わせ数を低減し、これにより自動車リサイクルシステムコンタクトセンターにおいては、より複雑な制度・実務に対して確実にご回答をさせて頂くことが考えられます。

現在、自動車リサイクルシステム CONTACT センターに寄せられているご質問に関し、基本的事項としてどのようなご質問が多いのかといった点に関しまして分析・検討を進めているところであります。今後、ご質問の傾向が判明次第これを取りまとめ、自動車リサイクルシステムホームページに掲載すると共に、関係する業界団体にもご協力頂きながら、これを事業者の方に可及的速やかに配布させて頂きご理解を進めて頂こうと考えております。

4. なお、オペレーター（電話）の増設を行う場合、自動車所有者にご負担頂いております資金管理料金・情報管理料金を原資として実施することとなります。これについては、平成16年度資金管理料金特別会計、平成16年度情報管理料金特別会計において対応が可能か否かを含め、早急に検討させて頂きます。
5. いずれに致しましても引き続き自動車リサイクルシステム CONTACT センターの利便性の向上に努めて参りますので、よろしくご理解頂きますようお願い申し上げます。

2. 既に確認しているとおり、災害等によりリサイクルシステムに障害が生じた場合においても、検査・登録の申請日に処理することとし、この場合においても申請者（整備事業者等の代理人を含む。）を2時間以上待たせることのないよう適切な措置を講じられたい。

（回答）

1. 災害等によりリサイクルシステムに障害が生じた場合は、様々なケースに応じて対応をご指導を頂き、かつご相談させて頂いているところであります。
2. 検査・登録の申請日の処理及び申請者（整備事業者等の代理人を含む。）を2時間以上待たせることのないような適切な措置という御省からのご指摘についても十分に理解しております。ご指摘の内容を十分に認識し、さらにリサイクル料金の確実な預託という点にも配慮しながら、利便性の高い適切な措置を講じることとしたいと考えております。
3. 特に、整備事業者にご利用頂くシステムのみ障害が生じた場合に関しましては、指定整備事業者経由の継続検査における保安基準適合証の有効期間等も踏まえ、可能な限り確実なリサイクル料金預託の担保という点を念頭におきつつ、御省からのご指摘の内容を踏まえ整備事業者の利便性にも最大限に配慮した実務体制を構築すべきであると認識しておりますので、よろしくご理解頂きますようお願い申し上げます。

3. リサイクルシステム登録事業者によるリサイクル料金の預託については、1月中は、リサイクルシステムの稼働時間が18時までとなっているが、業務処理の迅速化のため、稼働時間を延長されたい。

また、2月以降もシステム（練習システム含む）の稼働時間は、20時までとなっているが、業務処理の迅速化及び習熟者の増加のためにも、稼働時間を延長されたい。

（回答）

1. 自動車リサイクルシステムにおける処理については、①オンライン処理と②夜間バツ

テ処理の2種類が存在します。

①オンライン処理は、整備事業者、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者といった自動車リサイクルシステムにご登録頂いた事業者の方に、リサイクル料金の預託申請・電子マニフェストによる引取・引渡報告を行って頂いた際の処理であり、システムに入力頂いた情報を即座に反映することとなっております。一方、②夜間バッチ処理は、御省の自動車登録システム等外部システムと授受させて頂いております情報の反映を行う処理に関し、オンライン処理を止めた上で夜間にまとめて行うこととなっております。

2. ②夜間バッチ処理が存在する関係から、①オンライン処理に関しては事業者の方にご利用頂ける時間帯に制限を設けさせて頂くことが不可避となっております。

①オンライン処理の利用可能時間帯につきましては、②夜間バッチ処理の量に応じて設定することとなり、これまで②夜間バッチ処理のスケジュールを踏まえ①オンライン処理のご利用可能時間を定常稼働の場合7:00~20:00と設定し、整備事業者向け説明会を含めた全国説明会においてご説明をさせて頂いてきております。また、1月中につきましては、自動車リサイクルシステムの立ち上げ期ということもあり、夜間にシステムのメンテナンスに様々な業務が発生しておりました。このため、1月中につきましては過渡的な措置としてご利用時間を7:00~18:00と設定させて頂いております。

3. ご利用時間は上記事情を踏まえつつ、事業者の方の利便性も最大限考慮して設定しているものでありますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

4. 個人輸入車の登録台数が多い運輸支局、検査登録事務所等の近傍団体の対応窓口、リサイクル料金預託等に関する苦情、相談に対応するための業務に精通した貴センターの職員を配置することとなっていることから、当方と十分調整の上、必要な措置を講じられたい。

(回答)

1. 個人輸入車の登録台数が多い運輸支局、検査登録事務所等については、既に本年1月より業務に精通した者の配置を行っているところでありますのでよろしくご理解頂きますようお願い申し上げます。

5. リサイクルシステム登録事業者がリサイクルシステムを用いて預託申請を行う際に、引取時預託と車検時預託の操作を間違えた場合、訂正するためには、リサイクルセンターに電話することとなっているが電話が繋がりにくいため、迅速な修正が行われるよう措置を講じられたい。

また、リサイクルシステム登録事業者のコンタクトセンターへの問い合わせは、現在電話のみとなっているが、FAX、メールでの問い合わせ方法も可能となるよう措置されたい。

(回答)

1. 引取時預託と車検時預託を行う場合は、事業者向けメニュー画面において「引取業者(使用済自動車引取時)」と「預託実務受託業者(継続検査時等)」のどちらかを選択し

て頂いた上で、資金管理システムログイン画面において事業所コードを入力して頂くこととなっております。

2. これに関しこれまでは、例えば「預託実務受託業者（継続検査時等）」を選択して頂き次に資金管理システムログイン画面において【引取業者（預託申請・確認用）の事業所コード】を入力して頂いた場合引取時預託のシステムに接続されることとなっており、事業者の方が引取時預託のシステムを操作していることを気付かずに操作を続けてしまうという事態が散見されておりました。

こうした点は当方としても問題であると認識し、既にシステム改造を行うことで対応しております。具体的には、例えば「預託実務受託業者（継続検査時等）」を選択して頂き次に資金管理システムログイン画面において【引取業者（預託申請・確認用）の事業所コード】を入力して頂いた場合、システムに接続できなくしております。

これにより、上記の事態はほぼ解消されると認識しております。

3. 引取業者による引取報告に関しましては、これを安易に取消しできるとした場合、最終所有者との間で一端使用済自動車として引き取った使用済自動車が安易に中古車として再販・輸出されることにも繋がりがねないため、厳格に運用すべきと考えております。

一方で、自動車リサイクルシステムコンタクトセンターに電話が繋がりにくい状況に関しましては、既にご説明させて頂いた対応によりこの緩和に最大限努めさせて頂きますのでよろしくご理解頂きますようお願い申し上げます。

4. また、FAX、メールでの問い合わせに関しましても、まずは自動車リサイクルシステムの電話が繋がりにくい状況を緩和させて頂くことが先決であると考えておりますのでご理解頂きますようお願い申し上げます。

6. 駐留軍の軍人・軍属等に対するリサイクル料金の預託の必要性、預託方法等については、トラブル等が発生することがないように特に念入りに周知されたい。なお、これまで実施した周知方法等についてご教示願いたい。

(回答)

1. 駐留軍の軍人・軍属等に対するご説明に関しましては、既に経済産業省自動車課経由で外務省を通じて在日米軍にご連絡をさせて頂いております。

2. 既に在日米軍におかれましてもリサイクル料金の預託の必要性等についてはご理解頂いていると外務省経由でお聞きしており、今後さらに詳細にご説明させて頂く場を設けるため現在先方と日程調整中でありますので、よろしくご理解頂きますようお願い申し上げます。

3. なお説明用の英文チラシ・ポスターを作成し、各地運輸局・支局・(米軍基地周辺)近傍団体に対し配布が完了しております。

Confirmation of Recycling Fee Deposit (upon Vehicle Registration or Vehicle Inspection) Starts from February 2005!



From February 1, 2005, when a vehicle undergoes the vehicle registration or regular inspection, the fact that the recycling fee of the vehicle has been deposited will be confirmed by the local Land Transport Office branch (or by the Light Motor Vehicle Inspection Association in case of a light motor vehicle).



**New Vehicle Registration
(For Light Motor Vehicle,
New Vehicle Inspection)**

New Car Dealer

Issues Recycling Voucher for the vehicle and apposes a stamp to certify the completion of the deposit on the vehicle inspection certificate or other prescribed documents.

Parallel Vehicle Importer, etc.

recycling fee

recycling fee



Japan Automobile Recycling Promotion Center

Applies for recycling fee deposit and pays the fee.

Issues a sticker to certify the deposit (substitute for the stamp) and affixes it on the Custom Clearance Certificate.

**Vehicle Renewal Registration
(For Light Motor Vehicle Inspection)**

**Japan Automobile Recycling System Registered Agents
(Designated Repair/Maintenance Agent)**

**Other Agents or Users
(Approved Repair/Maintenance Service Agent or User, etc.)**

recycling fee

recycling fee



Repair/Maintenance Service Agent

Issues Recycling Voucher

Prints a Recycling Voucher for him/herself using a special terminal unit at site and pays the recycling fee.

Checks the presented Recycling Voucher and apposes the stamp to certify the completion of the deposit on the prescribed documents

Local Land Transport Office Branch or its Nearby Associations

Local Land Transport Office Branch / Light Motor Vehicle Inspection Association

Confirms the presence of the stamp or sticker on the prescribed document before accepting the registration or inspection of the vehicle.

Unless Recycling Fee has been deposited, the registration or issuance of an inspection certificate of the vehicle is unacceptable.

ELV* Recycling Law Starts from January 1, 2005.

From February, Payment of the Recycling Fee of a motor vehicle becomes necessary before the vehicle registration or inspection. Unless the Fee is paid, the vehicle will not be allowed to undergo the registration or inspection and unable to run on the roads.

* ELV : End-of-Life Vehicle

Q : What is the ELV Recycling Law?

A : To reduce wastes and establish a recycling-oriented society where resources are effectively utilized, the ELV Recycling Law defines the roles of the automobile manufacturers and importers, businesses involved in recycling and motor vehicle users to facilitate the recycling of motor vehicles. Owners of motor vehicles will need to pay the fee for recycling their vehicles.

- All four-wheeled vehicles (including large vehicles and commercial vehicles such as trucks and buses) are principally subjected to the Law.

Q : How much is the Recycling Fee?

A : The amount of the Recycling Fee varies from a vehicle to vehicle according to its manufacturer or model. The fee is determined based on the necessary costs of recycling for the vehicle. As the fees are made public by the automobile manufacturer and importer, Please contact the car dealer to know the exact For your vehicle.

<Recycling Fee Table>

Medium-sized car	¥10,000~18,000
Small and compact car	¥7,000~16,000
Track	¥10,000~12,000
Large Bus	¥40,000~65,000

Q : Do we need to pay the Recycling Fee only once? How will the fee be handled in case we sell our vehicle as a used car?

A : The Recycling Fee needs to be paid to the Japan Automobile Recycling Promotion Center only once for a vehicle, principally. In case you choose to sell a vehicle as a used car, for which you have paid the Recycling Fee, you will receive the paid amount from the next owner of the vehicle in addition to the vehicle's value you receive.

- Moreover, in case a vehicle whose Recycling Fee has been paid is exported overseas as a used car, the Fee can be reimbursed from the Japan Automobile Recycling Promotion Center after subtracting the reimbursement commission. (In this case, you need to apply)